

業 務 仕 様 書

1 件名

令和8年度沖縄市ホームページバナー広告取扱業務

2 基本内容

- (1) 業務は沖縄市公式ホームページ（以下「市HP」という。）に掲載するバナー広告の広告掲載候補者の選定（収集）、広告掲載の勧誘、バナーの作成などに関する一切の業務とする。
- (2) 広告内容は、沖縄市ホームページ有料広告掲載取扱要綱及び沖縄市バナー広告掲載基準に準ずること。
- (3) 広告掲載の可否については、受託者による事前審査（反社会的勢力の排除を含む）を経て、市が最終的な決定を行うものとする。
- (4) 内容について疑義が生じた場合は、その都度、秘書広報課と協議すること。

3 掲載する広告

- (1) 種 類 バナー広告
- (2) 規 格 サイズ：縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
容量・形式：4KB 以内、GIF（静止画像）形式
・バナー画像内には、広告主の会社名（商号・名称）を必ず表示すること。
・JIS X 8341-3 に基づき、閲覧を妨げる（目に強い刺激を与える）デザインは不可とする。
・画像内の文字と背景色とのコントラスト比は「4.5:1」以上を満たすこと。
- (3) 掲載場所 沖縄市公式ホームページ トップページ指定場所
(<http://www.city.okinawa.okinawa.jp/>)
【参考】年間トップページビュー数 334,703
(令和6年4月～令和7年3月)
- (4) 枠 数 12 枠
- (5) 掲載期間 原則1カ月以上とし、最長12カ月（当該年度内）とする。
(広告掲載期間の開始日および終了日は別途市長が定める。)
- (6) 広告掲載期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 バナー広告掲載手順

(1) 受託者は、自ら審査し適当と判断した広告主について、掲載開始日の10日前までに以下の書類等を秘書広報課へ提出し、承認を求めること。

① バナーファイル（原稿案）

② 沖縄市ホームページ広告掲載承認願書

③ 広告主の会社概要（パンフレット等、事業内容が確認できるもの）

(2) 提出は電子メールにより行い、HPへの掲載作業は市が行う。

6 その他

(1) メンテナンス等により市HPの公開を停止する間は掲載期間に含まれるものとする。

(2) 掲載する枠（位置）を指定することはできない。

(3) 同一広告掲載者の広告を同時に重複して掲載することはできない。

(4) 不適切な広告の取り下げ：広告掲載開始後、広告主が不祥事を起こした場合や、リンク先の内容が不適切と判断された場合、市は受託者に対し、即時に広告の掲載を停止することができる。この場合、市は受託者に対しその旨を通知するものとする。

(5) 責任の所在：内容に関する一切の責任は受託者が負い、第三者から苦情や損害賠償請求があった場合は、受託者の責任と負担において解決すること。沖縄市長は一切の責任を負わない。

(6) 広告掲載料の納付：受託者は、市が発行する納入通知書により、広告掲載料を納付するものとする。

(7) その他、本仕様書に定めのない事項は、沖縄市ホームページ有料広告掲載取扱要綱及び沖縄市バナー広告掲載基準による。